

春日井市国民健康保険運営協議会 議事録

1 開催日時 令和3年1月18日（月）午後2時～午後2時25分

2 開催場所 春日井市役所 12階大会議室

3 出席者

〔委員〕20名

竹内 達生	早川 安幸	内田 正紀	後藤 俊治
野瀬 利政	安井 真一郎	伊藤 月美	大曲 晃代
鈴木 恵理子	西尾 孝治	西瀬古 初子	西山 貴美子
青山 倫子	長谷川 浩敏	小林 宣子	前田 学
鬼頭 宏明	宮地 隆	堀 昌宏	佐竹 章良

〔事務局〕5名

早川副市長 沖中市民生活部長 二村保険医療年金課長
大野保険医療年金課長補佐 鍵谷主査

〔傍聴者〕なし

4 議題

- (1) 国民健康保険税の課税限度額の改定について
- (2) 令和3年度における国民健康保険事業の運営について
- (3) その他

5 会議資料

- (1) 令和2年度 第2回春日井市国民健康保険運営協議会資料

6 諮問

春日井市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、市長から次のとおり諮問があった。

〔諮問内容〕

1 課税限度額

令和3年度に、基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げる。

7 議事内容

○ 会議成立の確認

春日井市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、出席委員は20名全員で委員定数の半数以上の出席を得ているため、会議が有効に成立することが報告された。

○ 議事録署名人の指名

春日井市国民健康保険運営協議会規則第9条の規定により、会長が、議事録署名人に野瀬利政委員及び伊藤月美委員を指名した。

議題(1) 「国民健康保険税の課税限度額の改定について」

【二村保険医療年金課長】

国民健康保険税の課税限度額の改定について、会議資料に基づき説明した。

〔質疑応答〕

【公益代表委員】

課税限度額については10年間で30%くらい、どんどん上がっているわけですが、所得水準でいくとどのくらいの水準の方が限度額に該当するのか、また課税限度額が引き上げられることで影響を受ける世帯数と金額を教えてください。また、加入者が減少傾向にあると思いますが、来年度の被保険者の見込みについても教えてください。

【保険医療年金課長】

まずどのくらいの水準で限度額に該当するかですが、所得割率が変わることで課税限度額に到達する所得額も変わってきます。令和3年度の税率で、基礎課税額の場合で計算しますと、引き上げ前は所得830万円で限度額に到達するところが、引き上げにより所得864万円で到達することになります。これは4人世帯の場合で計算しています。

また、影響を受ける世帯数は約600世帯、金額は約1,800万円の増額を見込んでおります。

最後に来年度の被保険者数の見込みですが、約900名の減少を見込んでおります。

【公益代表委員】

所得で830万円から864万円ということですが、収入でいうと1,000万円台

になると思いますが、高額の所得者への影響があるということがわかりました。

各委員にその他、意見等がないことを確認し、質疑応答を終結した。

〔結果〕

協議会規則第6条の規定により「国民健康保険税の課税限度額の改定について」を採決の結果、全員賛成で諮問のとおり答申することに決した。

議題(1)関連「近年行われた税制改正に係る国保制度への見直しについて」

【二村保険医療年金課長】

税制改正に伴うその他の見直しについて、会議資料に基づいて説明をした。

各委員に意見等がないことを確認し、議題(1)に係る質疑応答を終結した。

議題(2)「令和3年度における国民健康保険事業の運営について」

【二村保険医療年金課長】

令和3年度における国民健康保険事業の運営について、会議資料に基づいて説明をした。

〔質疑応答〕

質問、意見等がないことを確認し、議題(2)に係る質疑応答を終結した。

議題(3) その他について 特になし

8 閉会

午後2時25分、閉会とした。

上記のとおり、令和3年1月18日開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2人が署名する。

令和3年1月27日

会 長 青 山 倫 子

署名委員 野 瀬 利 政

署名委員 伊 藤 月 美